



広報

米沢平野

第84号

令和8年4月21日



農地中間管理機構関連農地整備事業 米沢市浅川地区(ほ場整備実施中)

おもな内容

- ◆理事長あいさつ 2・3
- ◆令和7年度通常総代会開催/令和8年度事業計画/
令和8年度各種行事予定 4・5
- ◆令和8年度予算/定款・規約等の一部変更改正 6・7
- ◆賦課金単価改定について 8~11
- ◆令和8年度用水計画/農業用施設における事故にご注意を/
電気料金高騰による節水・節電のお願い 12
- ◆令和8年度事務局機構/各課の主な業務内容/
新規採用職員紹介/退職者 13
- ◆伝言板 14

地区の概要

地区面積/8,820.63ha 組合員/5,347名

〒992-0012 米沢市金池五丁目9番5号
☎0238(23)0015
URL : <https://www.yonezawa-heiya.or.jp>
E-mail : yonehei@sanae.or.jp

多面的機能支払交付金の「施工計画」に係る提出資料についてメール受付を開始しております。下記メールアドレスへどうぞ。
E-mail : tamenyonehei@sanae.or.jp



ご挨拶

理事長 佐 貝 全 健

令和八年度の初めにあたり、一言ご挨拶を申しあげます。

昨年は異常気象による六月、七月と雨の降らない渇水の状況に、維持管理組合をはじめ、総代、組合員の皆様から適正なご対応や関係機関の皆様のご支援により、水窪ダムを中心に最後まで用水を放流できましたこと、誠に有難く、感謝申しあげます。

また、本地域の農業農村は、農業従事者の高齢化や減少に伴い、営農継続の困難やそれを支える農地及び農業施設の維持保全が行き届かなくなり、さらには、人件費、燃料費、電気料などの物価の高騰は、農業経営及び土地改良区の運営に影響を与えております。

このように深刻化している中、食料の安定供給を支える水利施設の災害対策をはじめ、耐震化等の防災・減災、国土強靱化を強力に推進することは、生産基盤を守るために極めて重要であります。農業政策の根幹となる食料安全保障に欠かせない農業農村整備事業の推進は、農業の持続的な発展、農村の振興、農業水利施設の機能を発揮するために、計画的かつ効率的に実施することが求められております。

土地改良区としては、人件費、電気料、物価高騰等の社会情勢を踏まえながら、将来を見据え、財政計画を見直し、小水力発電を最大限に活用するとともに、老朽化した水利施設の更新・長寿命化や豪雨・地震対策等の農業農村整備事業を鋭意進めてまいります。

さらには、山形県、市、町、関係機関と連携を図り、水窪ダムをはじめ、安定的な用水管理と農業用水施設の維持保全に務め、地域の農業を守り、土地改良区の円滑な運営や土地改良事業の推進と地域防災などの社会的役割を担う土地改良区として、丁寧な対応に努めてまいりますので、組合員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本区の農業農村整備事業といたしましては、県営事業であります。ほ場整備事業の亀岡西二期地区、浅川地区、荻高山二期地区、千代田地区、施設保全を行う米沢一地区、川西東部地区、湓郷堰地区、米沢平野一地区、米沢平野三地区、防災減災対策による、ため池整備として間坂地区、排水路整備の大谷地地区、新規に柏木目地区、管水路整備の湓郷堰地区、団体営事業につきましては、新規に揚水機整備の中島地区について、鋭意進めてまいります。

さらに、調査計画事業の継続については、施設整備の黒井堰地区、新規に、ほ場整備の上郷堰地区、施設保全の米沢二地区に取り組んでまいります。

結びになりますが、健全な運営に努め、組合員のご要望にお応えするため、役職員一丸となり役割を果たしてまいりますので、組合員の皆様をはじめ、関係機関のご理解をお願い申し上げます。

令和七年度

通常総代会開催

全議案原案通り可決



三月十三日(金)グランドホクヨウにおいて、令和七年度通常総代会が開催されました。

総代(現総数六十三名)五十九名の出席を得、佐員理事長挨拶、来賓二名からの祝辞の後、議長に第九選挙区の阪野博之総代が選任され、定款・規約等の一部変更改正、令和八年度事業計画、一般・特別会計の予算について慎重審議の結果、全議案原案どおり可決されました。

議長を務める 阪野博之総代

令和八年度事業計画の概要

一 施設の維持管理と水利調整

(1) 水窪ダム等共同施設の維持管理

山形県企業局との共同施設となっている水窪ダム等は、基幹水利施設管理事業により、東北農政局と山形県との間に締結された土地改良財産管理委託協定書に基づき山形県が維持管理を行い、県からの委託契約に基づき県の指導を仰ぎ操作点検業務を行っていく。

また、東北農政局、山形県、山形県企業局、米沢平野土地改良区による共同施設管理委員会において、水窪ダム災害対策現地本部設置基準を設け災害等の緊急時に於ける円滑な対応を行う。

- (2) 県営基幹水利施設管理事業 事業費 七六、九六〇千円
- (3) 水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)
 - ① 米沢平野一地区 事業費 八、二三〇千円
 - ② 米沢平野三地区 事業費 四八、四〇〇千円
 - (4) 水利施設管理強化事業

二 農業農村整備事業の推進

- (5) 維持管理組合との連携強化を図り、かんがい期の用水確保と計画的かつ効率的配水に万全を期す。
- (6) 干ばつ時には、在来施設の利活用による用水確保を図る。
- (7) 節水、漏水防止並びに水難事故防止の啓蒙を図る。

継続

- (1) 県営事業
 - 農地中間管理機構関連農地整備事業
 - ・ 亀岡西二期地区(高畠町) 事業費 三〇〇、〇〇〇千円
 - ・ 浅川地区(米沢市) 事業費 三五〇、〇〇〇千円
 - 農業競争力強化農地整備事業 農地整備事業(中山間地域型)
 - ・ 苅高山二期地区(川西町) 事業費 二〇〇、〇〇〇千円
 - ・ 千代田地区(高畠町、川西町) 事業費 一〇〇、〇〇〇千円
 - 農業競争力強化基盤整備事業(水利施設整備事業基幹水利施設保全型)

- ・米沢一地区(米沢市、高島町)
事業費 一三九、〇〇〇千円
- 水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)
- ・川西東部地区(川西町)
事業費 五三、八〇〇千円
- 農村地域防災減災事業(ため池整備事業)
- ・間坂地区(米沢市、川西町)
事業費 一〇〇、〇〇〇千円
- 農村地域防災減災事業(用排水施設等整備事業)
- ・大谷地区(南陽市、高島町)
事業費 二五〇、〇〇〇千円
- 農村地域防災減災事業(特定農業用管水路等特別対策事業)
- ・浜郷堰地区(南陽市、高島町、川西町)
事業費 九〇、〇〇〇千円



佐貝全健理事長挨拶

- ・柏木目地区(高島町)
事業費 一〇〇、〇〇〇千円
- (2)団体営事業
- 水利施設等整備事業(地域農業水利施設保全型)
- ・中島地区(南陽市、川西町)
事業費 四〇、〇〇〇千円
- (3)調査計画事業
- 水利施設等整備事業(基幹水利施設保全型)(計画設計)
- ・黒井堰地区
調査費 五、〇〇〇千円



開会・閉会 大友副理事長

- ・上郷堰地区
調査費 六、六〇〇千円
- (1)各活動組織へ指導助言を行っていく。
- (2)耕作放棄地対策として、二市二町の地域協議会の構成員として参画し、解消に努力する。



監査報告する 朝倉総括監事

三 多面的機能支払交付金等

四 二十一世紀土地改良区創造運動の継続と趣旨普及

(1)広報の発行、配布並びに愛称「水土里ネット米沢平野」の普及を行う。
 (2)ホームページによる情報発信を継続していく。
 (3)住民参加型活動(施設めぐりなど)を実施していく。
 (4)土地改良区及び土地改良施設の果たしてきた役割の紹介を行っていく。

五 財政・運営

令和八年度 各種行事予定

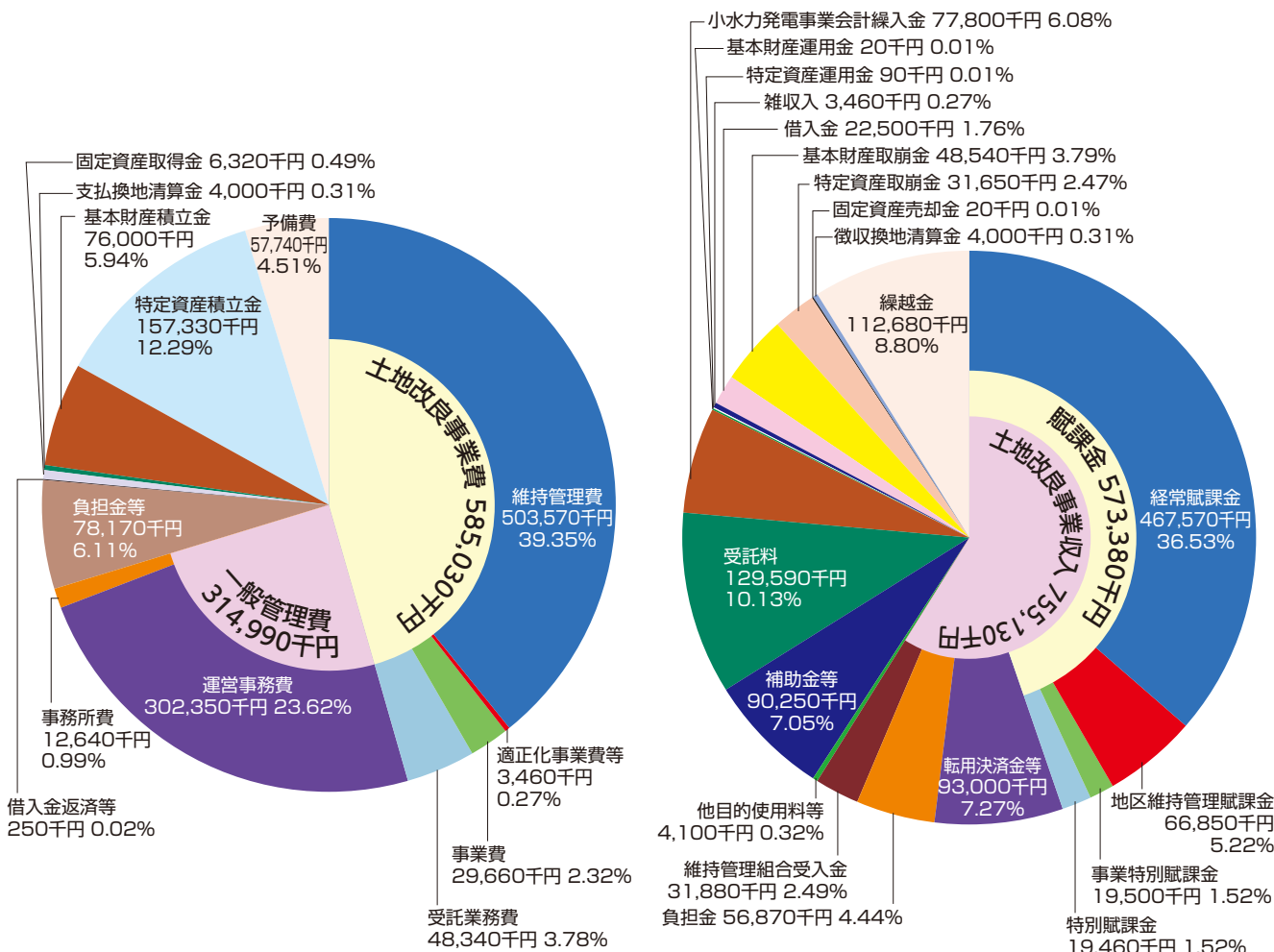
- 令和八年四月下旬
 - ・水窪ダム水神祭
- 令和八年六月下旬
 - ・役員員合同研修会
- 令和八年七月下旬
 - ・第二十七回米沢平野管内農業用水施設めぐり
 - 『水とくらしの歴史発見』
- 令和八年九月上旬
 - ・第一回臨時総代会
- 令和八年九月下旬
 - ・水窪ダム災害訓練
- 令和八年十月上旬
 - ・水窪ダム環境美化活動
 - 「クリーン作戦」
- 令和八年十月下旬
 - ・水窪ダム収穫感謝祭
 - ・二十一世紀土地改良区創造運動「PR活動」農業まつり等へ参加
- 令和九年三月中旬
 - ・通常総代会

令和 8 年度 予 算

一般会計 1,279,830千円

支 出

収 入



一般会計予算内訳書

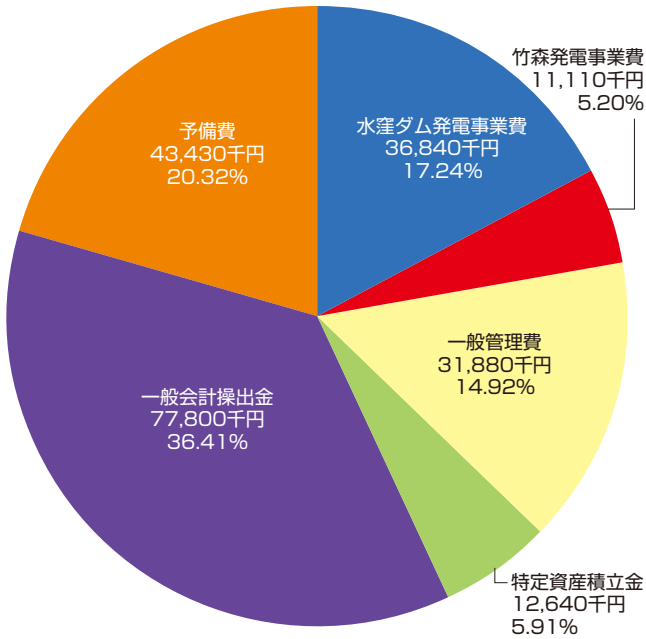
(単位：千円)

会計区分	収入	支出
一 般 (旧 一 般 会 計)	1,010,110	861,280
水 窪 ダ ム 等 共 同 施 設 維 持 管 理 費	30,790	99,920
県 営 基 幹 水 利 施 設 管 理 事 業 (米 沢 平 野 1)	58,010	66,070
県 営 基 幹 水 利 施 設 管 理 事 業 (米 沢 平 野 2)	7,270	9,840
県 営 基 幹 水 利 施 設 管 理 事 業 (米 沢 平 野 3)	26,100	32,570
水 利 施 設 管 理 強 化 事 業	39,830	106,250
県 営 ほ 場 整 備 事 業 亀 岡 西 地 区	10,940	9,170
県 営 ほ 場 整 備 事 業 浅 川 地 区	10,450	9,910
県 営 ほ 場 整 備 事 業 苅 高 山 地 区	49,100	49,060
県 営 ほ 場 整 備 事 業 千 代 田 地 区	27,170	25,800
県 営 ほ 場 整 備 事 業 上 郷 堰 地 区	10,060	9,960
計(11区分)	1,279,830	1,279,830

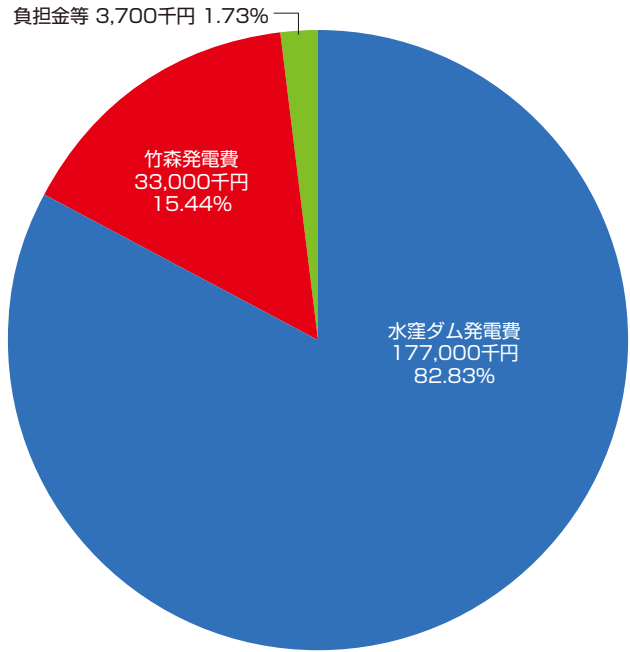
令和 8 年度 予 算

特別会計 小水力発電事業 213,700千円

支 出



収 入



定款の変更並びに規約の一部改正

定款の変更

- 第一条(目的)、第四条第二項(事業)、第六条第一項(公告の方法)、第十三条(議決方法の特例等)、第三十三条(賦課金以外の徴収金についての過怠金)、第三十五条(財産の分配の制限)及び第三十七条(電磁的方法)
- 法改正による土地改良事業(情報通信環境整備事業、連携管理保全事業)の新設及び字句の訂正、削除及び追加
- 第三条に係る地域調書(地区)
- 地区除外による大字(関町)の削除
- 第二十四条第一項及び同条第五項、同条同項に係る別冊調書(一)(経費分担の基準)
- 地区除外による大字及び小字の削除
- 区域の記載方法の統一
- 第二十六条第三項(負担金及び分担金の完了した事業(屋代郷一地区、湍郷堰地区)の削除及び新たに実施する事業(米沢平野三地区)の追加
- 第二十八条の三第一項(特別徴収金)字句の訂正、完了後八年が経過した事業(米沢地区、屋代郷地区、関根地区)の削除及び新たに実施する事業(柏木目地区)の追加

米沢平野土地改良区総代選挙規程(定款附属書)

- 第一条(総代の被選挙権)
- 法改正による字句の訂正
- 第二条第二項(選挙区等)
- 地区除外による第二選挙区から関町の削除

米沢平野土地改良区役員選挙規程(定款附属書)

- 第一条(役員)の被選挙権)
- 法改正による字句の訂正
- 第二条第一項及び同条第二項(役員)の選挙)
- 法改正による字句の訂正
- 地区除外による第一被選挙区から関町の削除及び記載遺漏による字句の追加

第八条(選挙の管理等)

- 字句の訂正

規約の一部改正

- 第三十四条(総計予算主義の原則)及び六十一条(電磁的方法)
- 法改正及び字句の訂正

賦課金単価改定について

1 米沢平野土地改良区の財政状況

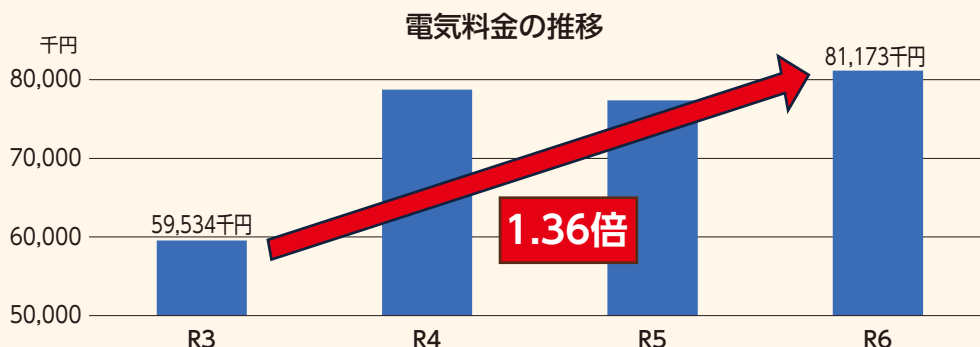
土地改良区の運営費は、組合員の皆様に納めていただいている賦課金で賄われています。当土地改良区の経常賦課金単価は平成19年度から19年間4,400円を維持してきました。

これまで小水力発電事業を利活用し、また、予算の圧縮を図ることで、何とか賦課金単価の上昇を抑えてきました。しかし、近年の電気料金・燃料費・資材・人件費等の高騰及び老朽化した施設の緊急的な補改修の増大が見込みよりも大幅に進行しており、財源が不足しています。このため、必要不可欠な事業の実施及び災害に備えるための積み立てができない状態となっており、経常賦課金単価4,400円を維持することが難しくなってきました。

このような状況を踏まえ、令和7年度に総務委員会・理事会等において慎重に検討した結果、現行の「財政計画」を見直し、令和8年度から令和12年度までの5年間にわたる新たな「財政計画」の策定に至りました。また、それに伴う賦課金単価改定を含んだ令和8年度予算が令和7年度通常総代会で議決されました。

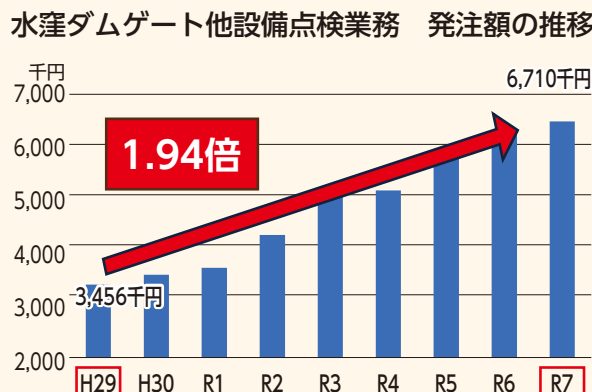
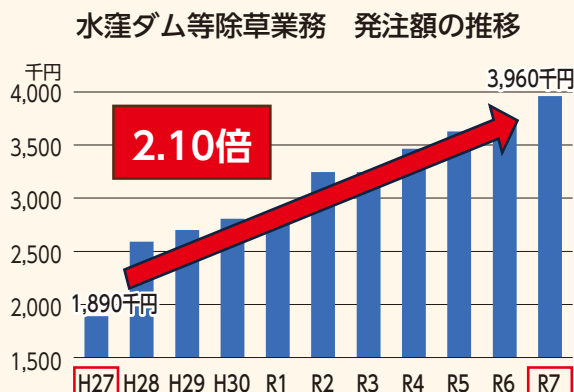
土地改良施設(基幹・幹線・準幹線施設)電気料金の推移

米沢平野土地改良区では、揚水機場をはじめとした多くの施設を管理しており、電気料金の上昇は土地改良区の財政を圧迫しています。



米沢平野改良区が発注する業務等の発注額の推移

米沢平野土地改良区では、施設の維持管理に係る工事や業務(除草や施設点検等)の多くを委託しており、同じ業務でも発注額は右肩上がりの状況となっています。



2 財政の課題と運営の問題点

- (1) 土地改良施設の老朽化に対処するため十分な財源の確保が重要
- (2) 気候変動による自然災害の増加に対処するための十分な積み立てが重要
- (3) 昭和57年に建築された事務所庁舎は、効率的な業務運営に支障があり、物理的耐用年数が50～60年とされるため、建て替えに向けて具体的に検討する時期を迎える
- (4) 小水力発電事業のフィット価格(再生可能エネルギーの固定価格買取制度)が令和17年度で終了し、以降は収入減が予想されるため、今から収入減への備えが必要
- (5) ペーパーレス化をはじめ、業務効率化や複雑化への対応、人材不足と生産性向上等に対応するため、DX化(デジタルトランスフォーメーション)を推進する予算の確保
- (6) 男女とも仕事と育児・介護等を両立のうえ安心して働くことができ、その能力を十分に発揮できるような魅力のある職場にしていくための財源も必要

厳しい財政状況にもかかわらず上記の課題が山積しており体制強化が急務です。

また、令和8年度からは、昭和50年代に施工された県営水路の地上権更新時期を迎え、当面の間、地上権の再設定を行うための経費が発生します。

3 経常賦課金単価

財源不足により必要不可欠な事業を実施できなくなるとは、業務の停滞を招き、組合員サービスの低下など組合員の不利益にもつながります。また、将来の組合員に負担を強いることになりかねないとの理由から、慎重に議論を重ねた結果、**土地改良区の運営基盤の強化、安定した組合員サービスの提供、持続可能な土地改良区運営のため**、経常賦課金単価を**令和8年度より5,700円**とし、更なる業務の効率化や経費節減に努めながら財政立て直しと体制強化を図っていきます。

平成19年度から 令和7年度まで	令和8年度以降
4,400円/10a	5,700円/10a (約1.3倍の1,300円増額)

経常賦課金単価1,300円/10a上昇の内訳

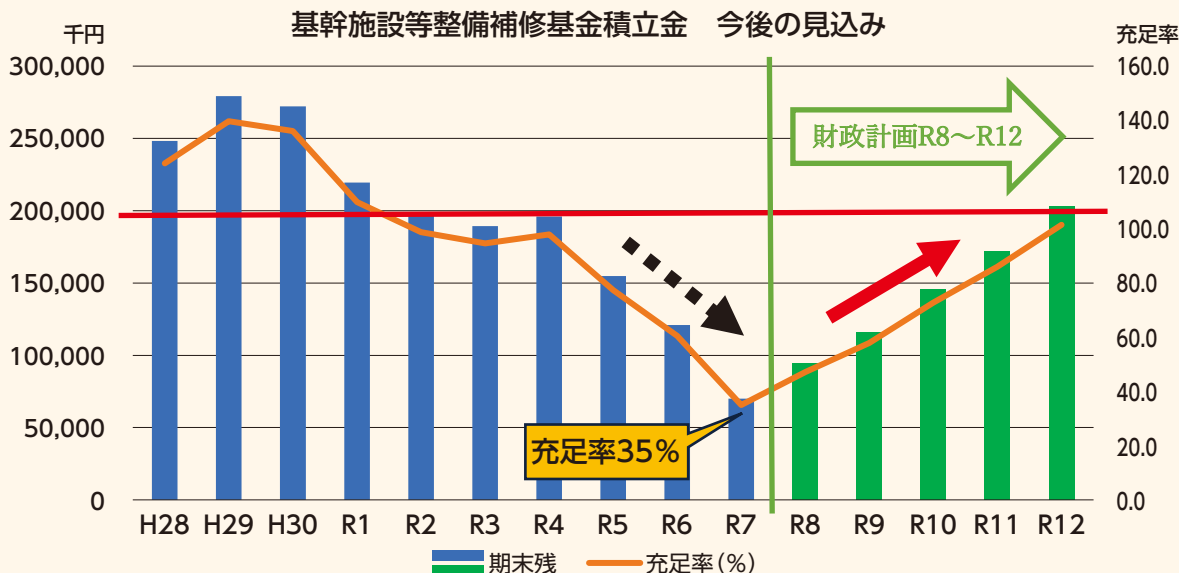
- ① 土地改良施設を計画的に補改修するための経費(850円/10a)
- ② 有事の際に財源不足を補うための経費(100円/10a)
- ③ 事務所を更新するための経費(170円/10a)
- ④ 県営水路の地上権再設定等を実施するための経費(150円/10a)
- ⑤ 物価高騰に対応するための経費(80円/10a)
- ⑥ 経費節減効果による減少額(△50円/10a)

※賦課金単価改定についての詳細はこちら



基幹施設等整備補修基金積立金 (施設を計画的に補改修するための経費) の今後の見込み

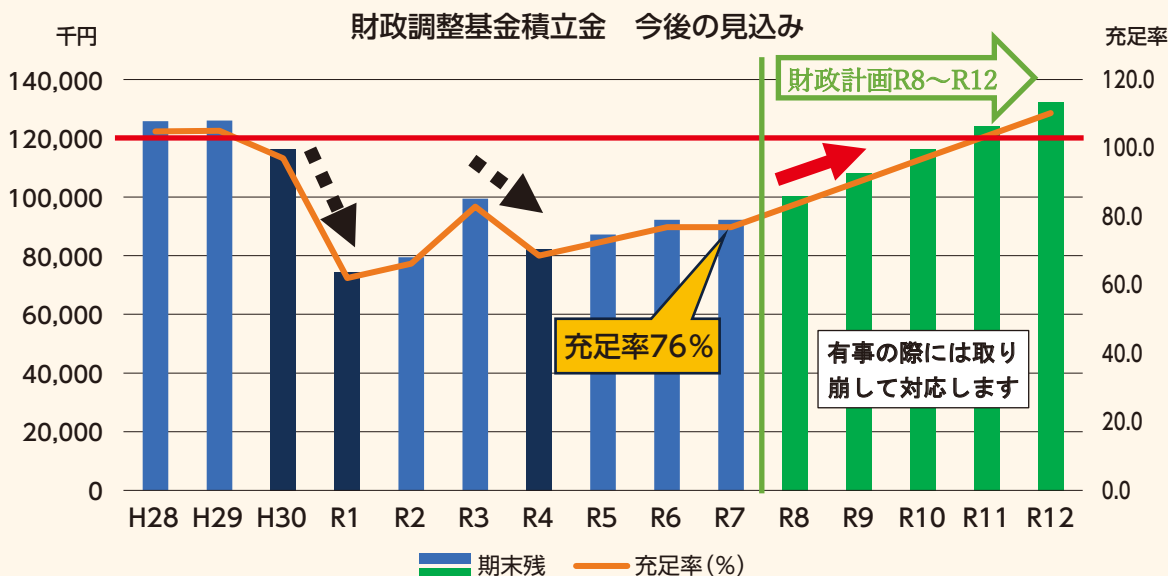
基幹施設等整備補修基金積立は毎年度計画的に積み立てを行い、当該年度に必要な農業農村整備事業に関する負担金分を取り崩し事業費に充てている積み立てです。取崩額に対し積み立てができない財政状況から、目標額200,000千円に対して令和7年度時点で充足率35%となり、新規事業に取り組むことが困難となりつつありましたが、令和12年度には100%に回復する計画です。



財政調整基金積立金 (有事の際に財源不足を補うための経費) の今後の見込み

財政調整基金積立は災害により生じた経費を補うため、また、経済事情の変動により財源が著しく不足する場合に不足額を補うといった有事の場合に備えた積み立てです。

平成30年度から令和元年度と令和4年度には、それぞれ高温渇水と米価下落による減収対策として基金を取り崩しました。このため、目標額120,000千円に対して、近年では財源不足により積み立てが進んでおらず、令和7年度時点で充足率76%と厳しい状況ですが、何事もなければ令和11年度には100%に回復する計画です。



4 財政計画の検討経過

令和 7 年 5 月 15 日	第 1 回総務委員会 当土地改良区の財政の状況・課題及び運営の問題点について検討 財政計画を見直し、経常賦課金単価を来年度より改定することを確認
令和 7 年 7 月 4 日	第 1 回四役会 第 1 回総務委員会の検討内容を報告し、今後の方針について検討
令和 7 年 7 月 25 日	第 2 回総務委員会 財政計画の基本計画及び経常賦課金単価改定について検討
令和 7 年 9 月 5 日	第 3 回総務委員会 財政計画の基本計画及び経常賦課金単価を慎重審議の結果5,700円とし、基本計画に基づいた財政計画を作成することを決定
令和 7 年 10 月 8 日	第 4 回総務委員会 基本計画に基づいた財政計画を承認し、役員協議会へ諮ることを決定
令和 7 年 10 月 28 日	役員協議会 財政計画を全役員へ説明のうえ協議
令和 7 年 11 月 21 日	第 5 回総務委員会 賦課金単価改定についての周知方法等について協議
令和 7 年 12 月 18 日	第 5 回理事会 財政計画の見直しを議決
令和 8 年 2 月 26 日 ～ 3 月 2 日	各地区総代協議会 財政計画を総代へ説明
令和 8 年 3 月 13 日	令和 7 年度通常総代会 賦課金単価改定を含んだ令和 8 年度予算を議決

5 財政計画見直しによる今後の取組みの一例

- (1) 組合員数が大幅に減少している点や、なり手不足の状況を鑑み、第 10 期の改選時期までに総代定数の見直しを検討
- (2) 職員の定年年齢引き上げに伴い、役職定年制(60歳)の導入及び昇給停止を実施
- (3) 隔年実施の総代及び役員研修を 4 年に 1 回とし、内容をより充実したものに見直し
- (4) その他研修及び意見交換会の回数・規模の見直し
- (5) 公用車の車両更新計画の変更
- (6) 国営三期事業も視野に入れ、関係 2 市 2 町と連携して各機関への要請活動を強化

～組合員サービスの更なる向上と持続可能な土地改良区運営に向けて、賦課金の単価改定にご理解をお願いします～

令和 8 年度 用水計画

米沢平野土地改良区利水調整規程に基づく各水系の配水計画は、水利権や各維持管理組合から聴取した計画等により適期・適正な水利調整を行います。組合員の皆様には、ご理解とご協力をお願いいたします。

通水期間

代かき期 5月6日～5月25日

・耕耘状況を見ながら通水します。

普通かんがい期 5月26日～9月10日

- ・田植え後から落水まで、水稻の生育に必要な用水を通水します。
- ・7月には中干し時期に合わせて用水調整を行います。
- ・水稻の出穂時期に合わせて、普通期最大の通水を行います。

許可水利権

河川などから取水して使用する権利で河川管理者の許可を要します。河川法に基づき、河川管理者の許可により生ずる権利が「許可水利権」となります。

取水量は、季節や時期によって必要量が異なり代かき期、普通かんがい期の取水量や年間の総取水量も定められています。

組合員の皆様には、限られた水資源の有効利用と効率的な水管理をお願いいたします。

施設点検・維持管理

①ゲート及び通信設備点検

4月上旬より順次実施

②堰上げ

4月中旬より

③国土交通省関連

四ヶ村堰頭首工

試験通水 4月下旬

沁郷堰揚水機場

試験運転 4月下旬

④維持管理及び補修

水利施設全般にわたり機能発揮に努め、施設補修等が必要な場合は、早急に対応します。

主要施設及び幹線水路沿いの草刈りは、年2回実施します。

干ばつへの対応

ダムの放流は計画的に行いますが、異常気象によりダムの貯水状況や河川の流況が大きく減少した場合は、ダムの放流量調整を実施します。実施する際は、チラシ等で組合員にお知らせします。

また、各維持管理組合より管内の状況を聞き取り、必要に応じて災害対策本部設置の検討、在来施設の活用や仮設及び臨時揚水機等の対策を講じます。

維持管理委員会の開催

適期排水調整及び施設の管理全般を協議します。

第1回……4月上旬開催予定

以降、必要に応じて開催します。

各維持管理組合においても、適正な用水配分や維持管理を行うために細部にわたって検討を行います。

～米沢平野土地改良区ホームページ「用水状況」より”水窪ダムの用水状況”について紹介しております～

農業用施設における事故にご注意を・・・

農業用水路等には、通年水が流れていたり、ため池にも近づくことができます。また、かんがい期間の5月から9月は、特に水量が増え小さな水路でも流れが速く大変危険です。

ご家庭の周りに危険な水路、農業用水利施設がないか確認していただき、ご家族や地域の皆様からお声かけをお願いいたします。



電気料金高騰による節水・節電のお願い

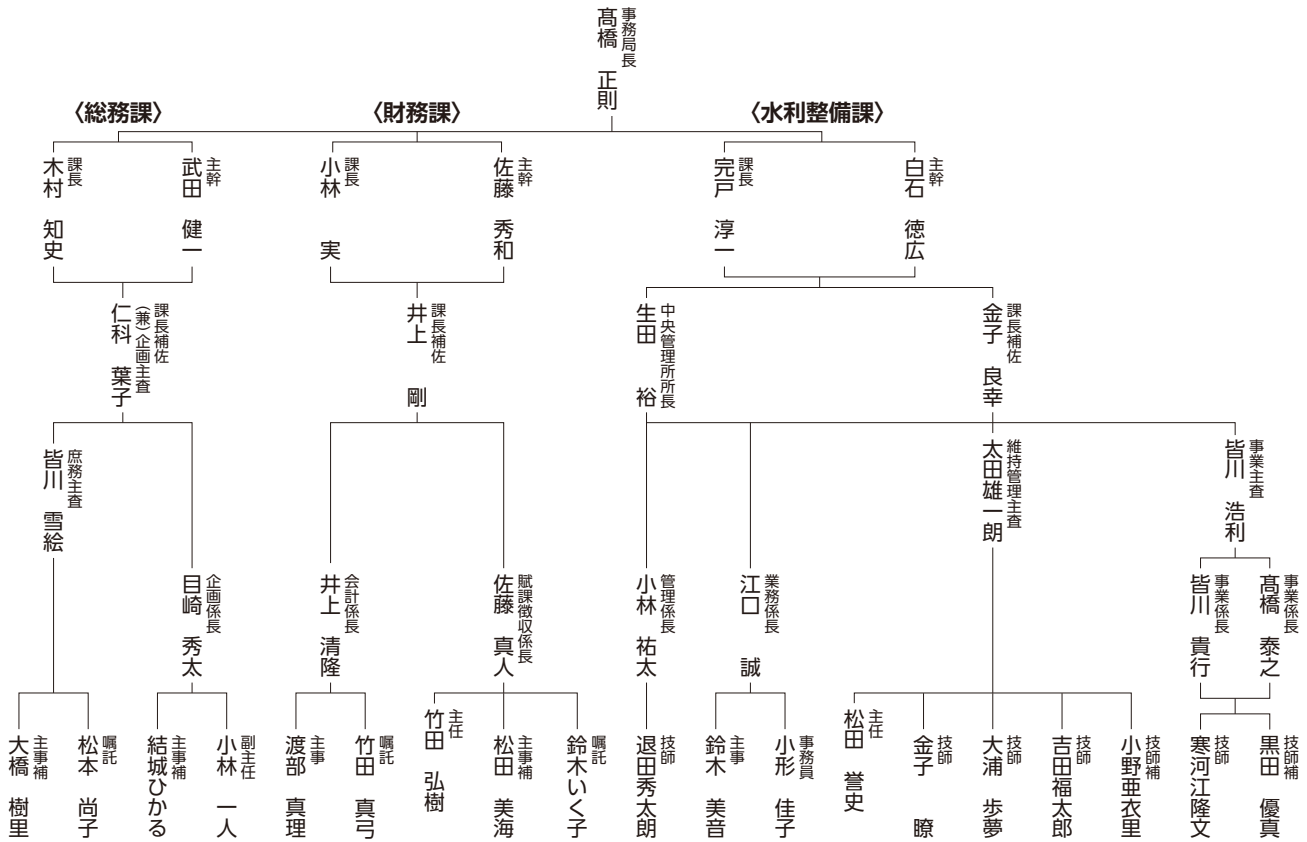
近年の電気料金高騰により、特に揚水機場に要する維持管理費への影響が大きく、土地改良区をはじめ各維持管理組合の負担が大幅に増加しています。

つきましては、天候状況や水稻の生育状況に適した用水需要に応じて、揚水機のきめ細かい運転管理に努めてまいりますので、これまでの以上の節水・節電の取り組みにご理解とご協力をお願いいたします。



令和 8 年度 事務局機構

本年度は下記により業務を行いますのでお知らせいたします



総務課

- 庶務係
 - ・ 定款・規約・諸規程に関する事
 - ・ 職員等の人事、給与、服務に関する事
 - ・ 収支予算に関する事
 - ・ 総代会及び理事会並びに選挙に関する事
 - ・ 監事会及び監査に関する事、など
- 企画係
 - ・ 研修計画実施に関する事
 - ・ 広報に関する事
 - ・ 換地計画等の誤謬に関する事
 - ・ 多面的機能支払交付金に関する事、など

財務課

- 会計係
 - ・ 各会計の収入支出に関する事
 - ・ 各会計の決算に関する事
 - ・ 現金、預金の運用管理に関する事、など
- 賦課徴収係
 - ・ 賦課徴収及び収納に関する事
 - ・ 滞納賦課金の督促及び処分に関する事
 - ・ 組合員の資格得喪に関する事
 - ・ 地区除外、加入に関する事、など

水利整備課

- 管理係
 - ・ 中央管理所操作室での遠隔操作による用排水調整に関する事
 - ・ 小水力発電事業に関する事、など
- 業務係
 - ・ 土地改良施設の管理、処分及び他目的使用に関する事
 - ・ 所管関連支払に関する事、など
- 維持管理係
 - ・ 土地改良施設の維持管理に関する事
 - ・ 農用地及び農業用施設災害復旧事業に関する事、など
- 事業係
 - ・ 農業農村整備事業の企画及び推進に関する事
 - ・ 国、県、団体営土地改良事業の調査、計画、施工に関する事、など

各課の主な業務内容

退職者

令和八年三月三十一日付

佐藤 博美 さん
(前財務課長補佐)

山本 翼 さん
(前水利整備課管理係技師)

今後のご健康とご活躍をお祈りいたします

新規採用職員紹介

令和八年四月一日付



ゆうき 結城ひかる
総務課企画係
(米沢市)



ただしゅうたろう 退田秀太郎
水利整備課管理係
(米沢市)

○お問い合わせやご相談がありましたら、

- 総務課・財務課 0238-23-0015
- 水利整備課 0238-23-3070
- 管理係(中央管理所) 0238-37-8011

までお願いします。

伝言板

賦課金等の各支払いは「コンビニでの納付が可能」となっておりますので、下記までお問い合わせください。
 財務課賦課徴収係 TEL 0238-23-0015

◎令和 8 年度の賦課期日及び納入期限

期 別	賦課期日	口座振替日	納入期限	賦課基準日
第 1 期	令和 8 年 7 月 10 日	令和 8 年 7 月 24 日	令和 8 年 7 月 31 日	令和 8 年 4 月 1 日現在の土地原簿記載面積により賦課します
第 2 期		令和 8 年 10 月 23 日	令和 8 年 10 月 31 日	

※賦課金通知書の送付について
 賦課金通知書は組合員の皆様へ郵送により通知いたします。

■賦課金は納入期限内にお願いします

土地改良区の賦課金は、施設の維持管理費や事業の償還金となる重要な運営費です。賦課金を滞納されますと、土地改良区の運営に支障をきたし、組合員間に不公平等が生じることとなります。
 賦課金の滞納は法に基づき滞納処分(預金、不動産の差押等)を実施する場合がありますので、期限内の納入にご協力をお願いします。

■賦課金の納入は便利な口座振替をご利用ください

- ◎賦課金納入のために、土地改良区及び農協窓口へ行く手間が省けます。
- ◎一度手続きしますと、納入忘れが防げます(納入期限の前に残高確認をお願いします)。

資格変更・農地転用・施設使用等の届出は組合員の義務です!

- ◇組合員資格に移動がある場合
 公共機関(市町、農業委員会、法務局等)及び農協等の手続きだけでは、土地改良区の組合員名簿及び土地台帳等は変更されません。移動がありましたら、速やかに届出してください。
 ◎農地の移動(売買、賃貸借、交換等) ◎農業者年金受給等による経営移譲
 ◎死亡または生前一括贈与による名義変更 ◎住所、氏名、法人名義等の変更
- ◇農地を転用する場合(公共用地に買収された時も届出が必要)
 ◎公共用地(道路、水路)への買収による転用 ◎田から宅地等への転用
 ※転用に伴う地区除外申請は、手続きに2~3ヶ月かかる場合があるため、早めにご相談ください。
- ◇土地改良施設を利用する場合
 ◎雨水排水や合併浄化槽処理水の放流 ◎土地改良施設用地を出入り口等他目的に使用



■滞納賦課金は新資格者が負担

農地の移動(売買等)において、その土地に滞納賦課金がある場合、土地改良法の規定により、新資格者に滞納賦課金が承継され、支払う必要が生じますのでご注意ください。

■土地原簿(名寄)の確認について

賦課金の基準となっている台帳(組合員の皆様1人1人の賦課されている土地の所在、地積、賦課種目等が記載されたもの)を確認することができます。
 確認する場合は、印鑑、身分証明書をご持参のうえ当土地改良区窓口にて申請をお願いいたします。なお、組合員本人以外の方が申請する場合は委任状が必要となります。
 【申請書、委任状は当土地改良区ホームページよりダウンロードもできます。】

発行日/令和八年四月二十一日 □編集/米沢平野土地改良区 千九百一〇〇二 米沢市金池五丁目九番五号 ☎〇三八一三〇一〇一五 □印刷/株式会社川島印刷